

千葉県健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県規則第18号

千葉県健康増進法施行細則の一部を改正する規則

千葉県健康増進法施行細則（平成15年千葉県規則第57号）の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

特定給食施設開始届

年 月 日

（あて先） 千葉市長

設置者 住 所
 名 称
 代表者職・氏名
 連絡先電話番号
 連絡先電子メールアドレス
 @

次のとおり、給食を開始した（する）ので、健康増進法第20条第1項の規定により届け出ます。

ふりがな					
給食施設の名称					
給食施設の所在地	〒				
給食施設の種類					
給食開始日又は開始予定日	年 月 日				
給食運営方式					
1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数	朝食	昼食	夕食	その他	1日の合計
管理栄養士の員数				栄養士の員数	

注 1 給食施設の種類の欄は、以下の枠内のうちいずれかの番号と名称を記入すること
 また、病院、介護老人保健施設、介護医療院、その他については（ ）内も記入すること。

1 学校	2 病院（許可病床数 床）
3 介護老人保健施設（入所定員数 ）	4 介護医療院（入所定員数 ）
5 老人福祉施設	6 児童福祉施設
7 社会福祉施設	8 事業所
9 寄宿舍	10 矯正施設
11 自衛隊	12 一般給食センター
13 その他（ ）	

2 給食運営方式の欄は、「直営」又は「委託」のいずれかを記入すること。

3 給食運営方式が委託である場合にあっては、受託者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名について記載した書類を添付すること。

様式第3号（第5条関係）

特定給食施設変更届

年 月 日

（あて先） 千葉市長

設置者 住 所
名 称
代表者職・氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス
@

次のとおり、特定給食施設の届出事項に変更が生じたので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

（ふりがな）

- 1 給食施設の名称 _____
〒 _____
- 2 給食施設の所在地 _____
- 3 変更事項(下表に記載されている届出事項のうち該当する番号を○で囲むこと)

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
1 給食施設の名称		
2 給食施設の所在地		
3 設置者の名称及び 代表者の職・氏名		
4 設置者の住所		
5 給食施設の種類		
6 給食の開始日又は開始予定日		
7 1日の予定給食数及び 各食ごとの予定給食数		
8 管理栄養士の員数		
9 栄養士の員数		

4 変更年月日 年 月 日

様式第4号（第6条関係）

特定給食施設廃止（休止）届

年 月 日

（あて先） 千葉市長

設置者 住 所
名 称
代表者職・氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス
@

次のとおり、給食を廃止（休止）したので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

給食施設の名称	
給食施設の所在地	
給食を開始した年月日	年 月 日
給食を廃止（休止）した年月日	年 月 日
給食を廃止（休止）した理由	

注 給食を休止する場合は、給食を廃止（休止）した年月日の欄に休止の予定期間を併せて記載すること。

休止後再開する場合は、開始届を提出すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。